

令和 4 年度長野県森林審議会保全部会 議事録

1 日 時 令和 4 年 11 月 17 日（木）午前 10 時 30 分から午後 3 時 05 分まで

2 場 所 諏訪合同庁舎 502 号会議室 諏訪市上川 1 丁目 1, 644 の 10

（諏訪郡下諏訪町砥澤の現地調査を含む）

3 出席委員 植木達人（部会長）、佐藤京子、鈴木啓助、由井正宏 計 4 名

4 事務局、説明者等

（1）林務部 森林づくり推進課 中島治、小林聖一、松原耕治

（2）諏訪地域振興局 林務課 鎌田宣之、百瀬直孝、吉山芳幸、山田隆太

（3）マルコ自動車株式会社、株式会社サニー設計事務所（設計会社）

5 審議に付した事項

（1）10 ヘクタールを超える林地開発行為（土石の採取）について

（2）松くい虫被害対策実施計画区域の変更について

6 審議

区 分	発 言 者	内 容
開会 審議の公開	司会	令和 4 年度長野県森林審議会保全部会の開会を告げる。 本審議会は公開で行う旨を説明する。
審 議 会 の 成 立 報 告	事務局	事務局（森林づくり推進課）より本部会定数 5 名のうち、出席委員は 4 名であるため、森林法施行細則第 12 条の規定により、審議会の成立を報告する。
	植木部会長	森林法施行細則第 15 条の 2 の規定により議長へ就任する。
議 事 録 署 名 人 の 選 出	議長 （植木部会長）	森林法施行細則第 15 条の規定により、議長指名により佐藤委員、由井委員を選出する。
審 議	議長 （植木部会長）	次第に基づき、「森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による林地開発許可の適否について」を議題とし、審議に入る。
	事務局	事務局（諏訪地局林務課）から説明を行う。 ・ 林地開発変更許可について（諮問） 必要に応じ、事業者からの説明させることの了承を得る。
	議長 （植木部会長）	ただいま事務局からご説明いただきました。 委員の皆様、ただいまの説明についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。
質 問 ・ 意 見	鈴木委員	最初に資料の確認をしたい。 A3 資料のページ 23 とページ 22 で①－①断面と②－②断面は図面のどこになるのか。排水塔①と②の箇所と思われるが断面の最初と最後をきちんと記載すべきである。 【事務局回答】 平面図に 2 系統書いていますが向かって左側が②－②断面、右側が①－①断面、記載がされておらず申し訳ありません。

質問・意見	鈴木委員	①－①は①－①´と書いて、この間の断面とするなど正確に記載していただきたい。 【事務局回答】 分かりました。 それから、A4 版の 5 ページ、沈砂池の諸元で流出土砂量の数値は、300 カンマ 1 ではなく 300 テン 1 ですか。 【事務局回答】 裸地の分が 300 で林地の分が 1 という表現です。分かりづらくてすみません。 分かりました。千位がカンマとなりますよね。表の右側の 2 つのカンマと別のカンマが混在していて分かりづらくなっている。 【事務局回答】 修正いたします。 前提ですが少なくとも水源かん養林としては、影響は無いとの理論で水の浸透等には配慮しないとのことで良いか確認したい。 【事務局回答】 そのとおりです。 水なんですけれども、沈砂するのはよいのですが溶存成分は流れ出していく、少なくとも現地の地質では溶存成分で害のある成分はないとのことで、確認されていないのか。しなくてもよいものなのか。 【事務局回答】 その点については設計会社から回答させていただきます。 【事務局回答】設計会社 土壌汚染対策法でこちらの拡大する地域について天然の元々山林ということで昔の工場跡地ですとか不純物が埋まっているような場所ではないとのことで調査をする必要はないとの判断をいただいている。 そうではなくて、新しく岩盤を掘るわけですからその地質の中に重金属等の有害な物質の含有がないのかということです。 【事務局回答】設計会社 それは調査を必要という今のところ指導とか、採石法ですとか土壌汚染対策法等について、調査の指導を受けるような今のところ条例法律が今のところはないということです。
-------	------	---

質問・意見	鈴木委員	分かりました。こういった点について配慮しない法律ですね。新しく掘るわけですから、そこについてあるかないか判断しないと分からないわけですが、この法律上ではないとのことを理解しました。 残土堆積場はこの後何もしないであとは緑化だけということですか。 【事務局回答】 そのとおりです。 その場合、新しい沈砂池を作るわけですが第一採取場と第二採取場を作りますが残土は出ないという設計なのですか。 【事務局回答】設計会社 そうです。現場でも説明しましたが骨材になるのが7割くらい、3割くらいが山砕としてズリとなっていますがその内2割くらいは出荷して残りは表土の客土に使っていく。残土といいますが山砕ですので造成工事等で使用していけると考えている。 今までの残土は使えなかったから残土置き場が必要だったということですか。 【事務局回答】設計会社 残土堆積場は場内から出た残土ではなくて他所からの残土を受け入れていた堆積場です。 残土を受け入れているということですね。分かりました。
	議長 (植木部会長)	今の説明ですが残土は出ないということでよろしいですか。確認です。 【事務局回答】 現段階で客土を含めすべて再利用するという計画です。残土置き場は外から受け入れる堆積場ということで過去許可しています。 他にどうでしょうか。 はい、由井委員どうぞ。
	由井委員	4点ほどあります。 先ず、植栽の方法のところ。残土堆積場は5m間隔の段差があってそこに緑化とのり面は種子吹付けでその5mのところ

質問・意見	由井委員	には植栽される。 特に作業道のところは客土してと書いてあるがそこも同じ考え方なのか。 【事務局回答】 そうですね。図面の記載が作業道だけ細かく書いてあったが、同じく資料 34、35 ページに書いてありますように規格図、定規図につきましては同じ考えで対応したいと思います。 これは人間が運んで行って植える。客土しながら植えるという考え方ですか。 【事務局回答】 近くまで搬器で運んで後は手植えするということになります。 これはどうしても段差のところは植えるという基準なんでしょうか。全部緑化ではダメなんですか。 【事務局回答】 本来造成森林とうたっていますけれども、元来の森林に戻すという前提での指導として植栽している。ただ現地でお話したとおり実際なかなかうまくいかない要素が多くて苦慮しているところが現状です。 私が特に懸念したところは作業道のところの 5 m のところは幅があり良いが作業道のところは 2 m しか小段がない、ここに木を植えることによってかえって危ないというか、根が 2 m くらいしか張らないので危ないのかなという感じがして、本体の方は 5 m あるので良いのですけれども、作業道の方は樹種もそうですしこの幅にあえて木を植えるのが適正なのかどうか疑問に感じた部分があります。 【事務局回答】 ご指摘ごもっともですが、例えば低木ですとか。この作業道も恒久的に使う道でございますのであまり何十年後に大径木にならないですとか検討していかなければならないということでご意見として受けたまわります。 作業道のところは、基本的に盛土は無く切土のみということですか。この図面の下にのり面の緑化の種子吹付けとか書いてないので切土のみなのかなとみていたがその考えでよいか。 【事務局回答】 こちらのページは A3 資料の 25 ページ目をお開きください。最後のページについているのはあくまで定規図であって詳細な道
-------	------	---

	由井委員	の図面は 25 ページが参考になります。基本的には道を形成する盛土は路体があります。この上にのり面がついていくこととなります。 盛りはなくて切るのみということですか。 【事務局回答】 いえ盛もあります。 盛ったほうは緑化するということでよいか。 【事務局回答】 ただ現地は踏査してもらわなかったがかなり作業道を予定している所は平地でして今の現地形を生かしながら造成できると考えております。 分かりました。後、2 つですが沈殿池は、マルコ自動車さんは土が埋まった時に恒久的に管理するというお話をいただいていたが、そういった時、例えば重機とかで泥をすくえる構造になっているのでしょうか。 【事務局回答】設計会社 浚渫用のスロープが設置してありますので実施できます。 【事務局回答】 図面の 22 ページをご覧ください、併せて画面をご覧ください。ここがスロープになります。 ここから入れるということで分かりました。 最後ですが特に小段のところですが私も採石場とか植栽したことがありますして活着がなかなか難しいところがあってそうした時の対応はどう考えていますか。 【事務局回答】設計会社 当然岩盤等出ていますので直ぐには緑化がうまくいかない状況はあるかと思いますがここで第二採取場を開設してこれから 40 年近く作業していきますので第一採取場、堆積場を緑化して育成や活着が悪い場合にはそれを繰り返して再度補植等などして、また、植える種類を変えたりして調整しながら長期的なスパンで緑化を考えています。 分かりました。必ずしもアカマツにこだわらなくてもいいと思います。
--	-------------	---

	議長 (植木部会長)	はい、ありがとうございます。 佐藤さんいかがでしょうか。
	佐藤委員	現地を見させていただいて森林の管理につきまして事業者さんは大変努力されているなどお話をうかがって感じました。 先ほど、現地でも植木委員からお話が出ていましたが、将来に渡って確実に森林の造成がされることがとても大切であると考えています。 下諏訪町さんとの協定書の第9条の中で計画的かつ適切な保育作業を行うこととする。とありますけれども先ほど現地で色々とお聞きして分かったことありますが、こちらの資料を見させていただいた時に、具体的な長期的計画書を作成されて実行されているのか、という事をお聞きしたかったのと、また、この、計画・実行確認は誰がどのようにされているのかということをお聞きしたいと思っています。よろしくお願いいたします。 【事務局回答】 今の記載の文書というのは。 残置又は造成する森林の維持管理に関する協定書の第9条です。第9条の残置森林だけではなく造成森林についても長期的な計画書が作成されているのか。また、計画・実行確認は誰がどのような形でされているかをお聞きしたい。 【事務局回答】 今、事業者を確認しましたところ、協定書の内容につきましては下諏訪町と打合せをした上でしておりますけれども、いわゆるこれから実施する残置森林の具体的な内容の長期的なものについては、許可を得た段階で詰めていくという事で、まだ、現在は形になるものはございません。今後、詰めていく事で整理しております。 後、確認事項ですがこちらは両者の協定ですので、下諏訪町と事業者さんの方で、我々は許可を出している県としましても詰めながら確認しながらしていくという事と、後、基本的には県とすればこの許可した内容が実施されているかどうか、段階、段階で確認させていただきますので、残置森林についても下諏訪町も含め現地確認させていただく予定です。 今のところまだ計画とか長期的なものは出来ていないという事ですか。 【事務局回答】 はい。今のところは出来ておりません。

	議長 (植木部会長)	ありがとうございます。では私の方から数点お願いします。 先ず１点目は、文化財及び希少動植物の有無という事ですが、ここでは特にないという事で一応了解されていますが、例えば希少動植物についてこれをどのように調べて無しと判断したのかという事を教えてください。 【事務局回答】設計会社 事業を始めるにあたってこの地域を事前に文献等で調査したり、後、堆積場を作る時にこの堆積場の区域は文化財埋蔵保存地域に該当してしましてその文化財埋蔵の調査を行っております。その時に担当者に当地域にその他貴重なものがないかどうか確認してもらったりして、判断しております。 【事務局回答】 後、こちら許可を受ける行政側としましては、いただいた申請書に基づきまして、各関係機関、各課に各法令に基づく合議をしております、その点では、環境課等にも回して希少野生動植物の点でも該当なしとの回答を得て審査しております。 言うなれば聞き取りで終わったという事ですね。 【事務局回答】設計会社 はいそうです。 実際にはどこかで調べているというわけではない。希少種というのはどこにあるのかいう事はまさに分からないわけですし、大体、聞き取りをやっても「そんなの無いよ」というのが一般的であって、確認は難しいですね。 例えば、猛禽類はどうですか。オオワシとかこの辺で飛んでいるという噂を聞いているんですが、営巣木とかどのように確認されていますか。 【事務局回答】設計会社 それは聞いていないそうです。 その辺は結果的には確認しないで無しとしたという事ですか。 【事務局回答】設計者 はいそうです。 先ほどからいくつか出ていますが、植栽木の問題を現地でも色々議論したんですが、保全部会の判断としてどのようにすべきなのかという事が私にもよく分かりません。 というのは、要するに植栽した苗木が着くか着かないか分からないという判断なんですよ。で、何かあったらもう一回やって
--	-----------------------	--

	議長 (植木部会長)	みる。それが着くかどうかの保障は無いわけですよ。そうするとあいまいな状態で試みてみますけれど、という話であれば、保全部会としてはどこまでそこを妥当だと認めるのかという事について、すごく悩むわけですよ。どうなのでしょう。もっと説得力のある話になればこちらとしてもそうですねと納得し、理解もできるのですが、その辺どのようにお考えなのか教えてください。 【事務局回答】 県庁 採石場というのは他にも沢山ありまして色々試行錯誤やっているのが実情です。今回の場所につきましても部会長言われるとおり試行錯誤重ねてやっていきますという部分で言わせていただいております。現状、これまで 30 年程やってきていただいて現状の緑化がある程度見込める部分もある中で、一定の部分と言うとアカマツがどうだという事で考えているところですので、県としますとその部分を判断させていただいて、確実にという部分で言いますとなかなか試行錯誤重ねてやっているというところではないですが、そういったことを踏まえ、現状は県としては判断しています。 例えば 30 年近くやられているのであればそれなりのデータの蓄積や研究成果といったものがあるでしょうし、大学でも治山工学とかですね緑化に関する研究も進んでいるわけで、そんな中でレビューされた上での今回のご説明という事でよろしいでしょうか。 【事務局回答】 県庁 そうですね。そう言う形で現場での方では判断させていただいています。ただ言われるとおりどうしてもうまくいかないところはあるのでこれで確実にというのは心もとない部分もありますが確実に事業者さんの方でも確実に確認しながらやるし、県としても開発行為をやられる限りは、都度、見させていただきやりますのでそんなところが担保されていると部分だと思っております。 それは担保されていないですよ。それは希望的観測であって単にダメならもう一回やってみるし色々試みるというだけの話であって、実はもっと具体的に聞きたいわけです。こういう場合にはこういうものを植えて、こういった手法を取ってこうやれば上手い可能性があるであろうと、それがもしダメであれば第 2 の具体的プランがあつて云々とか、具体性のある話を聞きたい。やってみてダメならばもう一回何かやってみる程度の話であれ
--	---------------	--

		ば、それは場当たりの発想であって、説得力はないと思います。
	鈴木委員	例えば許認可出す時に森林は大事で何とか元に戻してほしいという社会の要望はありますよね。 付帯条項というか要望というか知事意見というかどうか分かりませんが、緑化については、今、植木委員がおっしゃったとおりとにかく何とか緑化するように努力することとかといったことは言えないのでしょうか。許可するときに。そういった事を文書に残すということですけども。 【事務局回答】 県庁 その部分については緑化という事が最終目的でもありますし、森林に戻すという事が今回の開発で言えば最終的には決められている事ですねので、それは間違いなく緑化していくという種子吹付け等で緑化もするし植栽もして造林もしていくという部分は基準としてそれが成り立たなければ許可出せないものです。そこは確実にという事になります。 そこまでしか出来ないのではないのでしょうか。
	議長 (植木部会長)	それくらいしか説明は出来ないのですか。 分かりました。それ以上の事を要求するのは難しいという事です。ね。とりあえずは緑化するんだという事しか言えないんですね。 【事務局回答】 県庁 そうですね。その部分については県も責任をもって許可するの緑化していく事を見ていく形となります。 もう一点あります。 砥川の調査事項の中でネックとなっているところが検査地⑧ですが、そこは 50 年確率のピーク時にはもしかすると越流する可能性があるとの計算になっているがその問題と、今回、第一、第二で造成する調整池はどういった関係があると捉えたらよいのですか。 【事務局回答】 設計会社 A3 資料の 22 ページの検討地点のナンバー⑧を見ていただいて、ここのネック地点の流下能力が約 61m³ しかないわけで、50 年確率ピーク流量という欄がありまして開発の前と後がありまして、なにも開発する前でも約 100 出てくる。この地区に 50 年の確率雨量が降った場合は、採石場をやっているやっていない

	議長 (植木部会長)	でもここでは洪水が起きるわけです。 40m³、オーバーフローするという事ですね。 【事務局回答】設計会社 そういう事です。洪水が起きるわけです。それを開発することによって今まで 99.6m³ だったのが 101m³ となって更にたくさん出てくることになる。調整池を作ることによってこれを 99m³ に戻してやるという話であって、調整池を作ることによってこの地点で洪水がなくなるわけではありません。 101m³ となる計算はどこの位置ですか。 【事務局回答】設計者 ナンバー⑧の地点です。19 ページに戻っていただいて、黄色のところを開発したことによって流出係数が増加して、ここを開発することによって流量が増える。それに対応する調整池を作ることになるが、その調整池がカバーできる流域はこの調整池の流域だけが 50 年に対応するわけであって、この図面でいくと D とか E とか F は 50 年の雨が降ったらそのまま出てくる。そうすると検討地点の⑧はもともと流れないので洪水が起きます。起きますが調整池を作ることによって少しだけそれは軽減されます。 分かりました。要するに開発したことによって増えるであろう水量を調整して貯めるという理解だけですね。 【事務局回答】設計会社 洪水は起きますがそれを軽減することになる。 そういう理解ですね。ここの流量はどうやっても通らない、何時か 50 年に 1 回の災害が起きた時に溢れることは、氾濫が持っている根本的な問題ですね。 【事務局回答】県庁 この部分については河川管理者の方にご相談はしていて、河川管理者の方で必要であれば河川を改修するという事が考え方だと思います。今回、開発したことによって下流への流量は増やさないという考え方です。 そういう考え方ですね。分かりました。私からは以上です。 由井委員どうぞ。
--	-----------------------	--

	由井委員	追加でお願いしたい。 今回、第二採取場のところは基本的に広葉樹が多いと思われるがかなりの量の木材が出てきてそれらは活用されるというお話であったが、それとともに株と枝が相当量出てくことになるがそれらの処理は産廃だとは思いますがどうされますか。後、今回第一第二採取所の段差の5mところは、客土してアカマツを植えるという計画であるがただ客土して苗を置くだけでは流れてしまうので何回やっても厳しいと思う。その労力に見合った成果が得られないと思うので、客土は客土でも場所によっては必要だと思いますが場所によっては掘れるところもあると思いますので、例えばポット苗にするとか全部が全部そうしなくてもできる場所もあると思うので掘れるところは掘ってポット苗にするとかそういったことも必要だと思います。
	議長 (植木部会長)	意見という事で事務局の方で参考にさせていただきたい。 コメントがあればどうぞ。 【事務局回答】事業者 伐根の根の処理また伐採のした後の枝の処理につきましてはそれをさらに粉砕して表土と混ぜるその緑化のために使おうというプランを持っている。そして既にテストもしていて表土と混ぜて使っています。その辺は使っていきたい。もう一つはステップにその抜いた根を土が付いたまま一部置きます。それにより土留めにもなりますしそこに色々な種子が付いていまして、そこから樹木が発生してくるのでベンチの緑化対策の一つとして私もはやっていますが、他の事業者が現に成功した事例もあるのでそれに習ってやってみたいです。 他によろしいですか。 鈴木委員どうぞ
	鈴木委員	A3資料の24ページ出してください。 この部分はなんですか。現存する物なのか。工事してから出来る物なのか。 【事務局回答】 そこは25ページの横断溝を点線で表しているものです。今回建設するものとなります。 こちらは道の盛土の断面、小段となります。 現存する物ではなくて、谷地形だったので何かあったのかと思います、そこに道を作ってよいのかと確認しましたが、分かりました。

		【事務局回答】 横断溝の小段の平面的な線となります。 分かりました。
議案の決定	議長 (植木部会長)	では他にないようでしたら、お諮りいたします。 知事から諮問のありました 10 ヘクタールを超える林地開発行為(土石の採取)については、適切なものと判断してよろしいでしょうか。
	鈴木委員	先ほどの緑化について、森林に戻すという事は文書に残すべきだと思うができればどうか。
	議長 (植木部会長)	緑化を戻すはどこかに書いていなかったか。 【事務局回答】 県庁 変更許可を出すときに県としましては許可を出すときに許可条件として条件を付けることができますのでその部分では盛り込む形で事業者も確実に緑化に努めていただくのでそれでやらしていただければと思います。 他に御異議はありませんでしょうか。
	佐藤委員 鈴木委員 由井委員	異議なしの発言。
	議長 (植木部会長)	出来れば要望ですが猛禽類についての調査をお願いします。それだけです。
	議長 (植木部会長)	御異議ありませんので、適切なものと認め答申することに決定いたします。 なお、答申書の作成につきましては、議長に一任いただきたいと存じますが、御異議ありませんでしょうか。
	佐藤委員 鈴木委員 由井委員	異議なしの発言。
	議長 (植木部会長)	異議がありませんので、そのようにさせていただきます。
審議	議長 (植木部会長)	では次の諮問事項につきまして、松くい虫被害対策実施計画区域の変更について議題とします。 事務局からの説明をお願いします。
	事務局	事務局(森林づくり推進課)から説明を行う。 ・松くい虫被害対策実施計画区域の変更について

	議長 (植木部会長)	ただいま、ご説明いただきました。 委員の皆様から、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。 意見等ないことを確認。
議案の決定	議長 (植木部会長)	では無いようですので、お諮りいたします。 知事から諮問のありました松くい虫被害対策実施計画区域の変更については、適切なものと認めて答申することに、御異議ありませんでしょうか。
	佐藤委員 鈴木委員 由井委員	異議なしの発言。
	議長 (植木部会長)	御異議ありませんので、適切なものと認め答申することに決定いたします。 なお、答申書の作成につきましては、議長に一任いただきたいと存じますが、御異議ありませんでしょうか。
	佐藤委員 鈴木委員 由井委員	異議なしの発言。
	議長 (植木部会長)	異議がありませんので、そのようにさせていただきます。
審議	議長 (植木部会長)	次に、報告事項に移ります。 令和３年度林地開発許可処分について、事務局の方から説明をお願いします。
	事務局	事務局（森林づくり推進課）から説明を行う。 ・令和３年度林地開発許可処分について
	議長 (植木部会長)	それでは、このことについて、委員の皆様から、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。 ありませんでしょうか。意見等ないことを確認。
	議長 (植木部会長)	ほかに報告事項はありませんでしょうか。 無いことを確認。
議事の終了	議長 (植木部会長)	ほかに無いようですので、これですべての議事内容については終了となります。ご協力ありがとうございました。 以上をもちまして審議会を終了させていただきます。 ありがとうございました。

令和４年１２月９日

議事録署名人 佐藤 京子 印

議事録署名人 由井 正宏 印